

農林水産商工常任委員会資料

(平成31年2月14日)

| 項目 | ページ |
|-----------------------------|----------------|
| 1 新たな外国人材受入れに係る取組状況について | |
| | 【雇用政策課】…………… 1 |
| 2 甲南大学との就職支援に関する連携協定の締結について | |
| | 【雇用政策課】…………… 5 |

商工労働部

新たな外国人材受入れに係る取組状況について
(国の制度説明会の開催、及び多文化共生支援ネットワークの立ち上げについて)

平成31年2月14日
 雇用人材局雇用政策課
 観光交流局交流推進課

出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律(改正入管法、昨年12月14日公布)の本年4月1日の施行に向けて、2月6日(水)に全国で初めて、「新たな外国人材受入れに係る制度説明会(都道府県毎で開催する事業者等向けの説明会、法務省主催)」が倉吉市にて開催されるとともに、2月7日(木)には、県内関係機関と多文化共生に向けたプラットフォームである『鳥取県多文化共生支援ネットワーク』を立ち上げましたのでご報告します。

1. 新たな外国人材受入れに係る制度説明会の概要

- (1) 日 時：平成31年2月6日(水) 午後2時30分～5時30分
- (2) 場 所：倉吉未来中心 小ホール他(倉吉市駄経寺町212-5)
- (3) 内 容：制度説明・質疑応答(法務省入国管理局)、分野別説明会(介護(厚生労働省)、宿泊(国土交通省(観光庁))、農業、飲食料品製造業(農林水産省)、漁業(水産庁))
- (4) 参加者：245名(事業者、現在技能実習生を受け入れている監理団体、市町村関係者や支援機関(商工団体等)等)
- (5) 今後の予定：3月にかけて法務省(入国管理局)が各都道府県で説明会を開催予定である。
- (6) 主な質疑応答：詳細な手続きについては、3月中旬頃の政省令公布時に明らかになる見込みである。



全体説明会(上) 分野別説明会(下)

【参加者からの質疑等(参加者の関心事項)】

| | 質問 | 回答 |
|---|--|--|
| 1 | 「技能実習制度から移行するにあたっての手続きはどのようにしたらよいか」 | 現在制度設計中。 |
| 2 | 「技能実習生から特定技能1号に移行する外国人は一時帰国する必要があるか」 | 必要ない。 |
| 3 | 「留学生(特に日本語学校等で学ぶ学生)が、卒業後に日本にとどまって特定技能1号を得ることができるか」 | できる。日本で技能試験を実施する業種で合格すればよい。 |
| 4 | 「新しくできる「登録支援機関」は技能実習生を受け入れて派遣する監理団体と同じような性格か」 | 全く違う。技能実習制度では監理団体と受入先は上下関係。登録支援機関は第三者的な位置づけ。 |
| 5 | 「特定技能2号の対象は現時点の2業種から増える予定があるか」 | 業界のニーズ等を踏まえ、所管する省庁において判断する。 |

2. 第1回鳥取県多文化共生支援ネットワーク会議の概要

- (1) 日 時：平成31年2月7日(木) 午前10時～12時
- (2) 場 所：白兔会館 飛翔の間(鳥取市末広温泉町556)
- (3) 参加者：国機関(労働局、入国管理局)、商工団体、医療関係団体、教育機関、その他関係団体等24機関が参画
- (4) 内 容：今後も増加が見込まれる在住外国人との共生や雇用面での課題について情報共有、意見交換した。参加団体間で連絡体制を構築し、国の情報、制度のQ&A、県の取組等を共有することを申し合わせた。



(5) 会議での主なコメント：

(体制)

- ・外国人が増えていく中、各団体の連携体制を構築したことは非常に有意義。市町村、各機関が窓口(担当部局、スタッフ等)を置き、情報共有を図っていくことが重要(鳥取県商工会議所連合会)
- ・来年度、労働相談コーナーに通訳を配置し、体制を強化することとしている(鳥取労働局)

(業界)

- ・外国人材の受入れにあたっての人材確保はもちろんだが、受入れ後の対応・ケアを重要視している。如何に気持ちよく働いてもらうか、不満・苦情等が出ないよう、言語や文化、宗教等への相互理解が必要(鳥取県建設業協会、鳥取県漁業協同組合等)
- ・JAでは1月31日に検討会議を立ち上げ、人材確保については、①日本人に来てもらう(移住定住)、②技能実習、③新しい在留資格の順番で検討を行っているところ(JA)

(共生の取組)

- ・言語の問題は非常に大きなポイント。大企業・中堅企業はよいが、中小・小規模事業者が行う人材育成等の取り組みに対しての支援していくことが重要。また、外国人に選ばれる地域となるため、他に負けない受入れ体制を作ることが必要。(鳥取県社会福祉協議会)
- ・共生社会の構築が重要。受入れを行っている組合の中には、地域の祭りに参加し、上手にやっている事例もある。(連合鳥取、鳥取県中小企業団体中央会)

(6) 地域部会の開催について:

地域部会を、2月8日(東部・中部)、12日(西部)に開催した。生活圏域ごとに、市町村や県内在住歴の長い外国人の方などに参加いただき、実務レベルでの現状についての情報交換、今後の対応等について意見交換を実施した。

3. 今後の対応方針、及びスケジュール

(1) 今後の対応方針

- ① 今後、各地で開催される説明会等の情報を集約、関係者で共有し、情報をいち早く県内の関係者に提供できる体制をとる。(Q&Aの作成、県等HPへの掲載等)
- ② 外国人材の就労や、多文化共生に関する国・県・各団体等の取組を集約し、一元的に発信(HP等)したり、ネットワーク内において連携して実施できるよう各機関、関係団体等と調整していく。

(2) 今後のスケジュール

【県関係】

4月 外国人総合相談センター(仮称)開設

【国関係(制度関係、説明会関係)】

(制度関連)

3/1(金): 新たな在留資格に係る相談受付を開始(入国管理局)

3月中旬頃: 政省令公布、申請書等をHPで掲載

4/1(月): 外国人材(新在留資格の変更・登録申請)、登録支援機関の登録申請 受付開始

(説明会関連)

2/21(木): 【経産省】製造業分野における外国人材受入れに係る説明会(中国経済産業局(広島市))
※3/15(金)には大阪市でも開催

3/7(木): 【水産庁】漁業及び水産加工業に係る外国人受入れブロック説明会(境港商工会議所)

【参考: 商工労働部に設置した外国人材受入れ・共生相談窓口の相談状況】

○1/15(火)の開設以来、これまで県内企業からの相談4件に対応した。『外国人を雇用したい』『外国人材の受入れにはどうすればよいか』といった相談に対して、専門機関の紹介等を行った。今後、制度についてのセミナーや説明会等による周知を図っていく予定である。

【鳥取県内の外国人雇用状況について(平成30年10月時点、1/25鳥取労働局公表)】

○1/25に鳥取労働局が公表した「外国人雇用状況」(平成30年10月時点)では県内の外国人労働者数は、2,755人(前年同期比431人、18.5%増)で過去最高を更新した。

○外国人を雇用する事業所数も608か所(前年同期比94か所、18.3%増)。在留別資格では、技能実習が1,519人(前年同期比205人、15.6%増)と、外国人労働者全体の55.1%と半数以上を占めている。

【産業別】

| 全産業計 | 建設 | 製造 | 情報通信 | 卸・小売 | 宿泊・飲食サービス | 教育・学習支援 | 医療・福祉 | その他 |
|-------|----------|--------------|----------|-----------|-----------|-----------|----------|----------|
| 2,755 | 97(2.4%) | 1,495(54.3%) | 34(1.2%) | 145(5.3%) | 141(5.1%) | 189(6.9%) | 63(2.3%) | 138(5.0) |

【国籍別】

| 総数 | 中国(香港含) | 韓国 | フィリピン | ベトナム | インドネシア | G7/8、オーストラリア、NZ | その他 |
|-------|------------|----------|------------|------------|-----------|-----------------|------------|
| 2,755 | 684(24.8%) | 80(2.9%) | 370(13.4%) | 992(36.0%) | 159(5.8%) | 165(6.0%) | 305(11.1%) |

【在留資格別】

| 総数 | 専門的・技術的分野 | 特定活動 | 技能実習 | 資格外活動(留学等) | 身分に基づく在留資格 | 不明 |
|-------|------------|----------|--------------|------------|------------|-------|
| 2,755 | 350(12.7%) | 68(2.5%) | 1,519(55.1%) | 188(6.8%) | 630(22.9%) | 0(0%) |

添付資料1 外国人総合相談窓口(全体像)

添付資料2 新たな外国人材受入れ制度(制度説明会での法務省配布資料 抜粋)

外国人総合相談体制（全体像）

鳥取県多文化共生支援ネットワーク

関係機関による多文化共生支援にかかる全県ネットワークを県で運営＜観光交流局・商工労働部共管＞

【構成機関】

事務局：県庁各部局・教育委員会・病院局・警察本部

参画機関：鳥取労働局、入国管理局、市町村、教育機関（大学、高専）、商工団体、連合鳥取、JETRO鳥取、行政書士会、（公財）鳥取県国際交流財団、各業界団体 等



多様な相談に対する連携サポート
必要に応じて支援要請 等

【ワンストップ窓口】

外国人総合相談センター（仮称） （公財）鳥取県国際交流財団

■業務内容

- ・在住外国人の生活・雇用に係る相談対応、各機関との連携（主に生活者支援）
- ・多文化共生・日本語教育に係る全体調整等

外国人受入れ・共生相談窓口 （県雇人材局雇用政策課内）

■業務内容

- ・在住外国人の生活・雇用に係る相談対応、各機関との連携（主に企業側の相談対応）
- ・多文化共生・日本語教育に係る全体調整等

外国人雇用サポートデスク （鳥取県行政書士会）

■業務内容

- ・外国人の雇用に関する相談に対応（入管法の解説、募集や採用で留意すること、雇用の際の入管手続き相談 等）

生活に係る各種サポート
雇用に係るアドバイス 等



相談

在住外国人等

外国人雇用を検討している
企業経営者 等



【外国人総合相談センター（仮称）】

鳥取県多文化共生支援ネットワーク

○関係機関による多文化共生支援に係る全県ネットワークを県で運営

【構成機関(案)】県庁各部局・教育委員会・病院局・警察本部、その他関係機関等

⇒外国人多文化共生支援の地域部会（東部・中部・西部）を設け、さらに緊密な連携を図る。

多様な相談

対応

【ワンストップ窓口】

外国人総合相談センター（仮称） （公益財団法人 鳥取県国際交流財団）

平成31年4月開設

鳥取（本所）

【場所】県立生涯学習センター3階 **一部拡張**
（鳥取市扇町21 県民ふれあい会館）

【体制】

・センター長

・【新】総括マネージャー

・国際交流コーディネーター 3名

（英語(週3)・中国語(週5)・【新】ベトナム語(週1)）

【開所】平日土日（祝日開所）

倉吉（支所）

【場所】中部総合事務所
（鳥取県倉吉市東巖城町2）

【体制】

・マネージャー

・国際交流コーディネーター 2名

（中国語(週1)、ベトナム語(週1)）

【開所】平日のみ（土日は本所で電話対応）

米子（支所）

【場所】米子コンベンションセンター4階
（鳥取県米子市米広町294）

【体制】

・【新】マネージャー

・国際交流コーディネーター 2名

（中国語(週2)・【新】ベトナム語(週1)）

【開所】平日・日（土曜は本所で電話対応）

在住外国人等

相談

情報提供

◎国際交流コーディネーター（ベトナム語）を2名増員（鳥取・米子）【H31当初予算で検討中】

◎本所の職員を1名増員（1名→2名）するとともに、倉吉、米子に兼務職員（マネージャー）を配置し、県との連携体制構築

◎タブレット端末（多言語通訳アプリ搭載）等導入、多言語相談スペース整備【H30.2月補正で検討中】

＜業務内容＞在留手続、医療、教育などの生活全般の相談窓口（関係機関と連携して対応）

⇒この他、コミュニティー・医療通訳派遣、多言語相談フォローアップ（相談者の行政機関訪問に同行など）を実施。

制度概要 ①在留資格について

- **特定技能1号**：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
- **特定技能2号**：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

特定産業分野：介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、
(14分野) 建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品製造業、外食業
(特定技能2号は下線部の2分野のみ受入れ可)

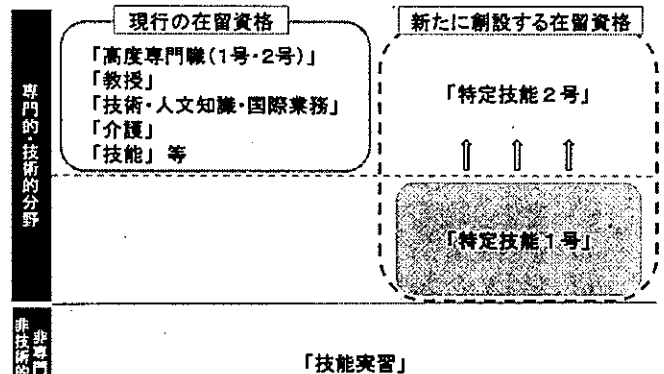
特定技能1号のポイント

- 在留期間：1年、6か月又は4か月ごとの更新、通算で上限5年まで
- 技能水準：試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
- 日本語能力水準：生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
- 家族の帯同：基本的に認めない
- 受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

特定技能2号のポイント

- 在留期間：3年、1年又は6か月ごとの更新
- 技能水準：試験等で確認
- 日本語能力水準：試験等での確認は不要
- 家族の帯同：要件を満たせば可能（配偶者、子）
- 受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

【就労が認められる在留資格の技能水準】



制度概要 ②受入れ機関と登録支援機関について

受入れ機関について

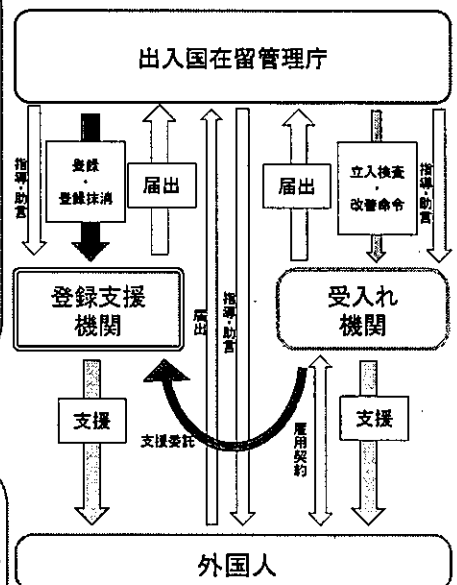
- 1 受入れ機関が外国人を受け入れるための基準**
 - ① 外国人と結ぶ雇用契約が適切（例：報酬額が日本人と同等以上）
 - ② 機関自体が適切（例：5年以内に出入国・労働法令違反がない）
 - ③ 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）
 - ④ 外国人を支援する計画が適切（例：生活オリエンテーション等を含む）
- 2 受入れ機関の義務**
 - ① 外国人と結んだ雇用契約を確実に履行（例：報酬を適切に支払う）
 - ② 外国人への支援を適切に実施
→ 支援については、登録支援機関に委託も可。
全部委託すれば1③も満たす。
 - ③ 出入国在留管理庁への各種届出

(注) ①～③を怠ると外国人を受け入れられなくなるほか、出入国在留管理庁から指導、改善命令等を受けることがある。

登録支援機関について

- 1 登録を受けるための基準**
 - ① 機関自体が適切（例：5年以内に出入国・労働法令違反がない）
 - ② 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）
- 2 登録支援機関の義務**
 - ① 外国人への支援を適切に実施
 - ② 出入国在留管理庁への各種届出

(注) ①②を怠ると登録を取り消されることがある。



甲南大学との就職支援に関する連携協定の締結について

平成31年2月14日
関西本部
雇用政策課

県出身学生等のIJUターン就職を促進するとともに、鳥取県の地域経済を支える人材の育成及び確保を目的として、甲南大学と就職支援協定を締結しました。(大学、県、(公財)ふるさと鳥取県定住機構による3者協定)
今後は本大学と連携しながら、学生に対して鳥取県への就職に関する情報の提供や、Uターン就職を促進するためのイベント等の取組を進めていきます。

1 協定日 平成31年2月4日

2 連携・協力事項

- ① 学生に対する鳥取県内の企業情報、各種就職イベント等の周知
- ② 学内で行う就職相談会、企業説明会等の開催
- ③ 学生の保護者に対するIJUターン就職に係る情報提供
- ④ 学生の就職に係る情報交換及び実績把握
- ⑤ 県内企業等における学生のインターンシップ受入の支援
- ⑥ 学生の企業理解又は地域理解のための取組
- ⑦ その他学生のIJUターン就職促進に関すること

3 協定の目的とねらい

甲南大学は8学部、14学科を有する総合大学で幅広い人材を育成しており、協定によりこれらの学生のIJUターン就職を促進する。

また、大学と地域社会をつなぐ拠点として地域連携センターを学内に設置していることから、鳥取県における「学生の地域理解のための取組」の実施も期待できる。

4 甲南大学の概要

- (1) 所在地 神戸市東灘区岡本 8-9-1
- (2) 学部等 文学部 (日本語日本文学科、英語英米文学科、社会学科、人間科学科、歴史文化学科)、
法学部 (法学科)、経済学部 (経済学科)、経営学部 (経営学科)、
理工学部 (物理学科、生物学科、機能分子化学科)、知能情報学部 (知能情報学科)、
マネジメント創造学部 (マネジメント創造学科)、
フロンティアサイエンス学部 (生命化学科)
- (3) 大学院 人文科学研究科、自然科学研究科、社会科学研究科、フロンティアサイエンス研究科、
法科大学院
- (4) 学生数 学部 9,108人 大学院 213人 (平成30年5月1日現在)
- (5) 県出身学生数 1年生 9人、2年生 8人、3年生 8人、4年生 11人 計 36人
- (6) Uターン就職率 H30.3卒業 16.7%、H29.3卒業 40.0%、H28.3卒業 20.0%、H27.3卒業 50.0%

<参考1>本県と県外大学等との協定締結状況 (下線は関西の大学：包括協定3校、就職支援協定14校)

| 包括協定 (6校) | 就職支援協定 (20校) |
|------------------------|---|
| 明治大学 (H21.3) | 神戸学院大学 (H26.2)、 <u>立命館大学 (H26.7)</u> 、 <u>武庫川女子大学・同短期大学部 (H26.7)</u> 、 |
| <u>龍谷大学 (H22.7)</u> | <u>関西大学 (H26.11)</u> 、 <u>同志社大学 (H27.7)</u> 、 <u>兵庫医療大学 (H27.10)</u> 、 |
| <u>京都女子大学 (H27.6)</u> | <u>美作大学・同短期大学部 (H28.8)</u> 、 <u>神戸電子専門学校 (H28.9)</u> 、 <u>神戸女子大学 (H29.1)</u> 、 |
| <u>京都産業大学 (H28.10)</u> | <u>神戸女子短期大学 (H29.1)</u> 、 <u>近畿大学 (H29.6)</u> 、 <u>大阪商業大学 (H29.6)</u> 、 |
| <u>青山学院大学 (H30.3)</u> | <u>中央大学 (H29.7)</u> 、 <u>明治大学 (H29.10)</u> 、 <u>専修大学 (H30.3)</u> 、 <u>大阪薬科大学 (H30.4)</u> 、 |
| <u>中央大学 (H30.6)</u> | <u>京都橘大学 (H30.7)</u> 、 <u>神奈川大学 (H30.9)</u> 、 <u>創価大学・同女子短期大学 (H30.11)</u> 、 <u>甲南大学 (H31.2)</u> |

<参考2>県外大学進学者のUターン就職率の推移

| H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 25.5% | 26.5% | 34.6% | 31.1% | 33.9% | 34.3% | 34.8% | 30.2% |